

第19期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告	企業集団の現況に関する事項 会社の株式に関する事項 会社の新株予約権等に関する事項 会社役員に関する事項 会計監査人の状況 業務の適正を確保するための体制及び運用状況 株式会社の支配に関する基本方針
連結計算書類	連結貸借対照表 連結損益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結注記表
計算書類	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表
監査報告書	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本 会計監査人の監査報告書 謄本 監査役会の監査報告書 謄本

メドピア株式会社
代表取締役社長 石見 陽

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを一律でお送りいたします。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第16期 2020年9月期	第17期 2021年9月期	第18期 2022年9月期	第19期 2023年9月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)		5,311,071	7,435,418	8,452,113	14,540,835
経常利益 (千円)		1,130,647	1,812,008	1,113,716	1,164,252
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)		725,970	1,293,475	812,388	617,678
1株当たり当期純利益 (円)		35.03	60.07	37.62	28.33
総資産 (千円)		7,127,400	8,538,329	9,351,008	15,162,163
純資産 (千円)		5,582,068	6,980,777	7,863,203	8,587,296
1株当たり純資産額 (円)		248.80	310.47	350.71	382.10

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度及び当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 主要な事業内容

事業	事業内容
集合知プラットフォーム事業	・製薬企業・医療機器メーカー向けマーケティング・営業支援サービス ・コンテンツ制作等各種サービス
医療機関支援プラットフォーム事業	・薬局、クリニック等の医療機関に対する経営支援、業務効率化支援サービス
予防医療プラットフォーム事業	・健康増進・予防等のヘルスケア支援サービス

(3) 主要な営業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都中央区築地一丁目13番1号

② 子会社等

名称	所在地
株式会社Mediplat	東京都中央区築地一丁目13番1号
株式会社フィッツプラス	東京都中央区築地一丁目13番1号
株式会社コルボ	東京都中央区日本橋三丁目10番5号
MIフォース株式会社	東京都豊島区池袋二丁目6番1号

(4) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
集合知プラットフォーム事業	414名	230名増
医療機関支援プラットフォーム事業	57名	24名増
予防医療プラットフォーム事業	80名	11名減
全社（共通）	60名	5名減
合計	611名	238名増

- (注) 1. 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門の人員になります。
3. 従業員数が前連結会計年度と比べて増加した主な要因は、MIフォース株式会社の新規連結子会社化によるものであります。
4. 当事業年度より報告セグメントを「集合知プラットフォーム」、「医療機関支援プラットフォーム」、「予防医療プラットフォーム」の3つのセグメントに変更しているため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
210名	7名増

(注) 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(5) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,076百万円
株式会社三井住友銀行	892百万円
株式会社三菱UFJ銀行	875百万円
株式会社りそな銀行	875百万円
日本生命保険相互会社	50百万円

2. 会社の株式に関する事項（2023年9月30日現在）

(1) 発行済株式の総数 21,953,590株

(注) 1. 2023年2月1日を払込期日とする譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は34,610株増加しております。

2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は146,400株増加しております。

3. 2022年10月3日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数は150,000株増加しております。

(2) 株主数 15,471名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
石見 陽	5,311,350株	24.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,720,300	7.9
BOZO株式会社	1,250,000	5.8
堺 昌彦	900,000	4.1
BNYM AS AGT/CLT S NON TREATY JAS DEC	618,760	2.9
スギホールディングス株式会社	551,200	2.5
山中 篤史	542,500	2.5
STATE STREET BA NK AND TRUST COM PANY 505001	287,900	1.3
BNY GCM CLIENT A CCOUNT JPRD AC I SG (FE-AC)	276,897	1.3
JPモルガン証券株式会社	237,900	1.1

(注) 1. 当社は、自己株式を265,498株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (4) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入しております。当制度の概要及び当期中に交付した譲渡制限付株式の内容は次のとおりであります。

① 譲渡制限付株式制度の概要

i. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限とする。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

ii. 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）は、譲渡制限付株式の交付の日から3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

iii. 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

iv. 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

v. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

② 当事業年度中に交付した株式

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）3名、及び執行役員5名、従業員26名、並びに当社子会社の取締役6名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2023年2月1日付で普通株式34,610株（内、6,480株が当社取締役）を発行いたしました。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得した株式の総数	262,900株
③ 取得価額	299,980,700円
④ 取得期間	2023年5月12日～2023年5月30日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	回次 (行使価額)	行使期間	個数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役 を除く)	第9回 (909円)	2016年1月1日～ 2024年11月26日	1,010個	普通株式 202,000株	1名
	第12回 (872円)	2020年1月1日～ 2028年3月29日	20個	普通株式 4,000株	2名
	第16回 (1,100円)	2019年3月11日～ 2029年3月8日	6,354個	普通株式1,270,800株	1名
監査役	第12回 (872円)	2020年1月1日～ 2028年3月29日	10個	普通株式 2,000株	1名

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

i. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席状況		監査役会出席状況	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 川名正敏	19回中19回	100%	—	—
取締役 志村正之	19回中19回	100%	—	—
取締役 瀬戸まゆ子	15回中15回	100%	—	—
監査役 末吉俊一	19回中19回	100%	19回中19回	100%
監査役 葉山 孝	19回中19回	100%	19回中19回	100%
監査役 佐藤弘康	19回中19回	100%	19回中19回	100%

(注) 取締役の瀬戸まゆ子氏は2022年12月15日開催の第18回定時株主総会において新たに取締役に選任されているため、就任日以降の出席状況となっております。

ii. 取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	川名正敏	医療業界に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	志村正之	大手企業の執行役員経験者として、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	瀬戸まゆ子	大手企業の執行役員経験者として、企業の組織開発、人材育成に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	末吉俊一	企業の内部監査経験者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で取締役会での議案の審議等に必要発言を適宜行っております。
監査役	葉山 孝	公認会計士としての専門的見地から、取締役会での議案の審議等に必要発言を適宜行っております。
監査役	佐藤弘康	弁護士としての専門的見地から、取締役会での議案の審議等に必要発言を適宜行っております。

② 重要な兼職先と当社との関係

各取締役及び各監査役の重要な兼職先は「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社とそれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役川名正敏氏、志村正之氏及び瀬戸まゆ子氏、社外監査役末吉俊一氏、葉山孝氏及び佐藤弘康氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	57,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社の取締役会は、内部統制の実施状況に対する整備・運用状況をチェックし、適宜基本方針の見直しを実施することで、内部統制システムの充実を図っています。

- (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、「Mission」「Vision」及び各種規程に基づき、代表取締役社長がその精神を継続的に取締役及び全従業員を対象に伝達することにより法令・定款及び社会規範を順守してまいります。
 - ② 取締役会は、コンプライアンスに関する各種規程を制定するとともに、取締役及び使用人がコンプライアンスに取り組むための全社横断組織としてリスク・マネジメント委員会（委員長：代表取締役社長）を設置してリスク管理体制の整備に努めてまいります。また、四半期に一回、コンプライアンスリスクに関して報告を受け、対処が必要な課題には速やかに対応するよう努めてまいります。
 - ③ 取締役会は、コーポレート本部管掌取締役、監査役及び外部の法律事務所を通報窓口とする「ヘルプライン規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見に努めてまいります。
 - ④ 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査してまいります。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる体制を構築してまいります。
 - ⑤ 内部監査担当部署は、原則として全ての部門及び子会社を監査対象として、毎年、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、各部署における内部統制の有効性や腐敗防止を含む各種コンプライアンスの遵守状況などを監査し、監査結果を代表取締役社長及び監査役に報告してまいります。
 - ⑥ 腐敗防止の取り組みとして法令及び企業倫理の遵守を徹底しています。また、その実効性を高めるために取引先や公務員等との接待・贈答が発生する場合の手続きについては、コンプライアンス規定を制定し厳格な運営を行っています。
 - ⑦ コンプライアンス意識の徹底とコンプライアンス実践に必要な知識の習得を図るため、新たに当社で勤務を開始する従業員向けの研修や、全従業員（派遣社員を含みます。）を対象としたコンプライアンス教育・研修を年に1回以上実施しています。
 - ⑧ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づきいかなる

場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知してまいります。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規程」に従い、適切に記録し、保存するとともに、必要な関係者が閲覧できる体制といたします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理については、リスクの種類毎に担当部署にて、規程の見直し、マニュアルの作成、研修等を行い、リスクの早期発見と防止に努めることを原則とし、組織横断的リスク状況の管理は、リスク・マネジメント委員会が各担当部署との情報共有及び定期的な会合等を通じて行うものといたします。
 - ② 「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報取扱規程」に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うものといたします。
 - ③ 万一不測の事態が発生した場合には、リスク・マネジメント委員会が中心となって、全社的な対応を行うものといたします。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、中期経営計画及び年次計画を策定し、各取締役の職務の執行について効率性を確保いたします。
 - ② 取締役は、当該計画達成のために、責任の明確化を目的として制定された「職務権限規程」に基づき、自らが管掌する部門において具体的計画及び効率的な達成方法を定めるものといたします。
 - ③ 取締役は、取締役会、経営会議等において、前号に関する進捗状況を報告するものといたします。
- (5) 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 当社は、監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場

合は、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を設置することといたします。

- ② 前号に基づき、監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものといたします。
- ③ 上記①に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとし、その人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては、監査役との事前協議を要するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

- i. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して出席者に説明等を求めることができるとともに、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人に報告を求めることができるものといたします。
- ii. 取締役、執行役員又は使用人は、前号の監査役の求めに応じて、業務執行の状況、内部監査の実施及び通報状況、その通報の内容等を報告する体制を整備いたします。
- iii. 取締役は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、直ちにその内容を監査役に報告いたします。

②子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(8) 前項に基づいて、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、「ヘルプライン規程」を設けて、受理された内部通報のうち必要なものは速やかに調査いたします。当該制度においては、内部通報の受付窓口はコーポレート本部長、監査役及び外部の法律事務所に設置されており、通報者が適切に通報先を選択することにより、通報者が特定されないよう整備されております。
- ② 当社は、内部通報をした者等、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に人事その他の処遇においていかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたします。

- (9) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用の前払い又は償還等を請求するときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしたします。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役社長、内部監査責任者、会計監査人との間の定期的な意見交換会を設定するなど、相互の連携を図ることとしたします。
- ② 監査役が経営会議などの重要会議に出席し、又は稟議書等の重要文書の閲覧を通じて意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保することとしたします。

内部統制システムの運用状況は、以下のとおりです。

当社は上記内部統制システムの構築を行っており、かつ、取締役会及びリスク・マネジメント委員会において、継続的に経営上のリスクを抽出したうえで対応策の検討を行っております。それらを踏まえ、必要に応じて業務又は社内規程の見直しを行い、内部統制システムの実効性向上を図っております。

また、内部監査担当部署は監査役及び会計監査人と連携しながら内部監査を実施し、社内ビジネスプロセス・経理財務・情報システム・人事労務の各視点から内部監査を実施し、日々の業務が法令・定款、社内規程等に整合していることを検証しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,183,595	流 動 負 債	2,455,070
現金及び預金	5,393,167	買掛金	60,226
売掛金	3,367,420	未払金	515,661
契約資産	62,370	短期借入金	50,000
仕掛品	20,377	1年内返済予定の長期借入金	572,526
その他	340,257	未払消費税等	324,769
固 定 資 産	5,978,568	未払法人税等	261,216
有 形 固 定 資 産	197,634	賞与引当金	129,209
建物	103,430	役員賞与引当金	10,650
工具、器具及び備品	91,290	ポイント引当金	187,425
その他	2,914	契約負債	79,814
無 形 固 定 資 産	4,814,683	その他	263,571
のれん	2,398,610	固 定 負 債	4,119,796
ソフトウェア	210,436	長期借入金	3,186,757
ソフトウェア仮勘定	16,854	資産除去債務	87,801
顧客関連資産	2,188,782	繰延税金負債	784,387
投資その他の資産	966,250	退職給付に係る負債	59,485
関係会社株式	189,523	その他	1,365
投資有価証券	132,498	負 債 合 計	6,574,867
敷金	361,121	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	246,425	株 主 資 本	8,298,567
その他	36,680	資 本 金	2,244,624
資 産 合 計	15,162,163	資 本 剰 余 金	2,500,036
		利 益 剰 余 金	3,854,651
		自 己 株 式	△300,745
		その他の包括利益累計額	△11,599
		その他有価証券評価差額金	△12,736
		退職給付に係る調整累計額	1,136
		新 株 予 約 権	8,778
		非 支 配 株 主 持 分	291,549
		純 資 産 合 計	8,587,296
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,162,163

連 結 損 益 計 算 書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		14,540,835
売 上 原 価		7,674,181
売 上 総 利 益		6,866,654
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,746,657
営 業 利 益		1,119,997
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	189	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	57,562	
補 助 金 収 入	1,815	
そ の 他	4,025	63,592
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,328	
自 己 株 式 取 得 費 用	1,020	
そ の 他	4,988	19,337
経 常 利 益		1,164,252
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	117,645	117,645
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,046,606
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	511,238	
法 人 税 等 調 整 額	△103,011	408,226
当 期 純 利 益		638,379
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		20,700
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		617,678

連結株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,051,041	2,306,453	3,236,973	△644	7,593,823
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	177,625	177,625			355,250
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	15,957	15,957			31,915
自己株式の取得				△300,100	△300,100
親会社株主に帰属 する当期純利益			617,678		617,678
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	193,582	193,582	617,678	△300,100	704,744
当 期 末 残 高	2,244,624	2,500,036	3,854,651	△300,745	8,298,567

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△11,046	-	△11,046	9,578	270,848	7,863,203
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						355,250
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						31,915
自己株式の取得						△300,100
親会社株主に帰属 する当期純利益						617,678
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	△1,689	1,136	△552	△800	20,700	19,348
当期変動額合計	△1,689	1,136	△552	△800	20,700	724,092
当 期 末 残 高	△12,736	1,136	△11,599	8,778	291,549	8,587,296

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

株式会社Mediplat

株式会社フィッツプラス

株式会社コルボ

メドピアキャリアエージェント株式会社

メドクロス株式会社

株式会社クラウドクリニック

株式会社やくばと

MIフォース株式会社

(2) 連結の範囲の変更

当連結会計年度より新たに株式を取得したことに伴い、MIフォース株式会社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

株式会社medパス

なお、Nichi-Med株式会社は当連結会計年度において清算終了したため、持分法適用の範囲から除外しております。

また、持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社の決算日は連結決算日と異なるため、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～31年

工具・器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（10～14年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する業績連動型報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ ポイント引当金

ポイントの利用により付与されたポイントの将来の使用に備えるため、利用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額のうち費用負担相当額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

③ 簡便法の採用

連結子会社では、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループの主要なサービスにおける履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

①広告配信

広告配信では、当社グループが運営するプラットフォームやアプリサービス上でクライアントの広告を掲載、配信しております。これらは、広告の掲載期間、プロモーションの実施期間にわたりクライアントへ履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。また、これらのサービスに関連してレポートなどの成果物を伴う場合には、当該成果物を納品した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

②制作請負契約

制作請負契約では、システムの開発、WEBサイトなどのコンテンツの制作などを請け負い、成果物をクライアントへ納品しております。制作請負契約については、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、制作期間がごく短い場合を除き、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識する方法によっております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。また、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識する方法（原価回収基準）によっております。制作期間がごく短い契約については、顧客により検収された時点で収益を認識しております。

③運営サービス

当社グループが運営する医療相談、薬局支援などのWEBサービスについては、そのサービスの利用期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

④コントラクトサービス

当社の連結子会社であるMIフォース株式会社では、主に製薬企業に対してMR（医薬情報担当者）、MSL（メディカル・サイエンス・リエゾン）、ナースなどの医療専門人材を派遣するコントラクトサービスを提供しております。当該サービスについては、人材派遣契約に基づき顧客に対して一定期間、労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されるため、派遣期間における稼働実績に応じて人材派遣契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年～10年間の定額法により償却を行っております。

(7) 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(8) 会計上の見積りに関する注記
のれん及び顧客関連資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	2,398,610千円
顧客関連資産	2,188,782千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該のれん及び顧客関連資産について、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識をしておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、主として既存顧客及び新規顧客からのMRの派遣の受注見込み額並びに既存顧客の継続率等の重要な仮定に基づいて策定しており、競合他社や市場環境の変化による影響を受ける可能性があります。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類における、のれん及び顧客関連資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 334,188千円

当該累計額には、減損損失累計額が含まれております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,953,590株

2. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

目的となる株式の種類及び数

	第9回 新株予約権	第12回 新株予約権	第16回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	223,200株	74,800株	1,270,800株

3. 剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年12月19日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	97,596	4円50銭	2023年9月30日	2023年12月20日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また必要な資金については、主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましても、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算後9年であります。このうち一部は、変動金利での借入金であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、コーポレート本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替や金利等の変動リスクに重要性があると認められる債権債務はありません。また、保有株式の時価はコーポレート本部にて定期的に把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金	361,121	268,389	△92,732
(2) 投資有価証券	28,976	28,976	—
資産計	390,098	297,366	△92,732
(1) 長期借入金 （1年内返済予定分を含む）	3,759,283	3,758,384	△898
負債計	3,759,283	3,758,384	△898

（注1）「預金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	189,523千円
投資有価証券	103,522千円

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	28,976	—	—	28,976

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	－	268,389	－	268,389
資産計	－	268,389	－	268,389
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	－	3,758,384	－	3,758,384
負債計	－	3,758,384	－	3,758,384

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

これらの長期借入金の時価は、レベル2の時価に分類しております。

有価証券に関する注記

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	28,976	48,448	△19,472
合計		28,976	48,448	△19,472

(注) 非上場株式及び出資金（連結貸借対照表計上額103,522千円）については、市場価格がないため記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 減損処理を行ったその他有価証券

当連結会計年度において、市場価格がない非上場株式（その他有価証券）について117,645千円の減損処理を行っております。

市場価格のない株式等の非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	集合知プラットフォーム事業	医療機関支援プラットフォーム事業	予防医療プラットフォーム事業	計	
一時点で移転される財またはサービス	2,406,785	187,062	1,090,800	3,684,648	3,684,648
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	9,391,185	312,204	1,152,797	10,856,187	10,856,187
顧客との契約から生じる収益	11,797,970	499,266	2,243,598	14,540,835	14,540,835
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	11,797,970	499,266	2,243,598	14,540,835	14,540,835

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4.会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	3,367,420千円
契約資産	62,370
契約負債	79,814

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(4) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	382円10銭
1 株当たり当期純利益	28円33銭

企業結合に関する注記

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社EPフォース
事業内容	CSO事業、MA/MSL業務アウトソーシングサービス、MA/MSL、MR、マネジメント研修サービス
資本金	50,000千円

②企業結合を行った主な理由

当社は「Supporting Doctors, Helping Patients.」をミッションに掲げ、16万人以上の医師が参加する医師専用のコミュニティサイト「MedPeer」上で医師が臨床現場で得た知見を「集合知」として共有することで、医師の臨床等における疑問や悩みの解決をサポートしてまいりました。また、製薬企業に対して医療用医薬品等の広告掲載枠を提供するとともに、「集合知」を活用した製薬企業のマーケティング戦略の立案・実行・運用支援サービスを提供しております。

昨今の製薬企業を取り巻く環境としては、医療従事者に向けた営業活動の生産性向上を企図し、情報提供・収集活動の一環として、ウェブサイトやアプリ、ソーシャルネットワーク等、デジタルツールを活用した取り組みをより一層強化する動きがあります。他方で、新薬上市数の減少に加え、生活習慣病治療薬等のプライマリー領域から、がん等のスペシャリティ領域への製品構成のシフトの進行、デジタルチャネルを通じた情報提供の増加を背景に国内のMR^{*1}数は減少傾向にあります。

このような中、経営の柔軟性を高め、生産性を向上させるアプローチとして、製薬企業がコントラクトMR^{*2}を活用する動きが活発化し、アウトソーシング率は過去最高の6.4%となりました。また、MR数が減少傾向にある中、2021年度の稼働コントラクトMR数は前年比4%増となるなど、コントラクトMRを活用したマーケティング活動が拡大しております^{*3}。

EPフォースは、2002年にアプシエ株式会社として設立され、以来20年以上にわたりCSO事業^{*4}を主とし付加価値の高いサービスを提供してきました。直近ではオンコロジーを中心に専門領域において独自のネットワークを有し、オンコロジーを専門とするMRの育成や病院研修等、スペシャリティ領域で様々なサービスを展開しております。

また、当社と2020年5月より製薬企業向け医薬品マーケティングサービスの共同開発を開始し、当社のチャット型リモートコミュニケーションツール「MedPeer Talk」をEPフォースのMRが活用することで、効率的に期待症例保有医師の発掘が可能となる等、製薬企業の次世代型マーケティングへの移行を積極的に支援するとともに、時勢に沿った新たなマーケティングソリューションを開発・提供してまいりました。

当社は、本株式取得により、「MedPeer」に蓄積される集合知とEPフォースが有する優秀なMR人材を掛け合わせることで、医師一人ひとりのニーズに応じた情報提供が可能になるとともに、スペシャリティ領域への取り組みを加速させている製薬企業のニーズに合致した新たなマーケティングサービスの提供ができると判断し、本株式取得の合意に至りました。

- ※1. Medical Representative（医薬情報担当者）。製薬企業等に所属し、医師や薬剤師等の医療従事者に対し、医薬品の品質、有効性等に関する情報提供・伝達等を主な業務として行う。
- ※2. CSO（Contract Sales Organization（医薬品販売業務受託機関））に所属するMR。製薬企業に代わり、営業やマーケティング業務を受託・代行する。
- ※3. 日本CSO協会「わが国のCSO事業に関する実態調査 -2021年度-」
- ※4. Contract Sales Organization（医薬品販売業務受託機関）。製薬企業に代り、営業・マーケティング業務（MR業務）を受託または代行する個人または組織・団体で、MRが医療機関に対し医薬品の効能・効果・副作用情報等の適正使用情報を提供・収集する。

③企業結合日

2022年10月3日（みなし取得日2022年10月1日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

MIフォース株式会社

⑥取得した議決権比率
取得後の議決権比率 100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 当連結会計年度の連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2022年10月1日から2023年9月30日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,000,000千円
取得原価		5,000,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 21,950千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん
の金額

2,276,149千円

のれんは、第1四半期連結会計期間において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に計算された金額でありましたが、当連結会計年度末に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、主として無形固定資産である顧客関連資産に2,459,000千円、繰延税金負債に850,568千円が配分された結果、算定されたのれんは3,897,190千円から1,608,432千円減少し、2,276,149千円となっております。

②発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳
企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,607,902千円
固定資産	162,161千円
資産合計	1,770,063千円
流動負債	586,822千円
固定負債	67,822千円
負債合計	654,644千円

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳
並びに主要な種類別の償却方法及び償却期間

①無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳

顧客関連資産（継続顧客）	2,273,000千円
顧客関連資産（受注残高）	186,000千円

②主要な種類別の償却方法及び償却期間

顧客関連資産（継続顧客）	14年間にわたる均等償却
顧客関連資産（受注残高）	1年間にわたる償却

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用しています。一部の制度については退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	－	千円
勤務費用	13,660	
利息費用	△15	
数理計算上の差異の発生額	△3,568	
退職給付の支払額	△9,678	
新規連結子会社の取得に伴う増加	78,827	
退職給付債務の期末残高	79,224	

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

年金資産の期首残高	－	千円
期待運用収益	850	
数理計算上の差異の発生額	△1,792	
事業主からの拠出額	14,506	
退職給付の支払額	△9,678	
新規連結子会社の取得に伴う増加	56,717	
年金資産の期末残高	60,603	

4. 簡便法を利用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	－	千円
退職給付費用	12,685	
退職給付の支払額	△8,275	
新規連結子会社の取得に伴う増加	36,454	
退職給付に係る負債の期末残高	40,864	

5. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	79,224	千円
年金資産	△60,603	
	18,621	
非積立型制度の退職給付債務	40,864	
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	59,485	
退職給付に係る負債	59,485	
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	59,485	

(注) 簡便法を適用した制度が含まれております。

6. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	13,660	千円
利息費用	△15	
期待運用収益	△850	
数理計算上の差異の損益処理額	△939	
簡便法で計算した退職給付費用	12,685	
確定給付制度に係る退職給付費用	24,539	

7. 退職給付に係る調整額

数理計算上の差異	△1,775	千円
合計	△1,775	

8. 退職給付に係る調整累計額

未認識数理計算上の差異	△1,738	千円
合計	△1,738	

9. 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	△0.02%
長期期待運用収益率	1.50%

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,632,452	流 動 負 債	1,263,236
現金及び預金	3,484,643	未払金	235,553
売掛金	857,496	短期借入金	50,000
前払費用	166,386	1年内返済予定の長期借入金	540,202
その他	123,925	未払費用	43,677
固 定 資 産	7,022,173	未払消費税等	35,175
有 形 固 定 資 産	160,776	未払法人税等	26,613
建物	88,658	契約負債	20,631
工具、器具及び備品	72,117	預り金	43,225
無 形 固 定 資 産	84,440	賞与引当金	75,121
ソフトウェア	84,440	役員賞与引当金	5,609
投資その他の資産	6,776,956	ポイント引当金	187,425
関係会社株式	5,969,915	固 定 負 債	3,220,877
関係会社長期貸付金	435,000	長期借入金	3,150,048
敷金	267,662	関係会社事業損失引当金	9,291
繰延税金資産	117,216	資産除去債務	61,537
その他	32,162	負 債 合 計	4,484,113
貸倒引当金	△45,000	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	11,654,626	株主資本	7,161,734
		資本金	2,244,624
		資本剰余金	2,305,414
		資本準備金	2,305,414
		利益剰余金	2,912,440
		その他利益剰余金	2,912,440
		繰越利益剰余金	2,912,440
		自 己 株 式	△300,745
		新株予約権	8,778
		純 資 産 合 計	7,170,512
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,654,626

損 益 計 算 書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,284,271
売 上 原 価		1,110,376
売 上 総 利 益		3,173,895
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,725,522
営 業 利 益		448,372
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,668	
業 務 受 託 料	33,396	
そ の 他	1,205	36,270
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,422	
自 己 株 式 取 得 費 用	1,020	
そ の 他	392	13,835
経 常 利 益		470,808
特 別 損 失		
関係会社事業損失引当金繰入額	9,291	
投資有価証券評価損	117,645	126,937
税 引 前 当 期 純 利 益		343,870
法人税、住民税及び事業税	131,336	
法人税等調整額	△5,021	126,314
当 期 純 利 益		217,555

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,051,041	2,111,831	2,111,831	2,694,885	2,694,885
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	177,625	177,625	177,625		
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	15,957	15,957	15,957		
自 己 株 式 の 取 得					
当 期 純 利 益				217,555	217,555
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	193,582	193,582	193,582	217,555	217,555
当 期 末 残 高	2,244,624	2,305,414	2,305,414	2,912,440	2,912,440

	株 主 資 本			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	新株予約権	
当 期 首 残 高	△644	6,857,113	9,578	6,866,691
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		355,250		355,250
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)		31,915		31,915
自 己 株 式 の 取 得	△300,100	△300,100		△300,100
当 期 純 利 益		217,555		217,555
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△800	△800
当 期 変 動 額 合 計	△300,100	304,621	△800	303,820
当 期 末 残 高	△300,745	7,161,734	8,778	7,170,512

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～31年

工具、器具及び備品 3～15年

- (2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) ポイント引当金……………ポイントの利用により付与されたポイントの将来の使用に備えるため、利用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額のうち費用負担相当額を計上しております。

- (3) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (4) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する業績連動型報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (5) 関係会社事業損失引当金………関係会社における事業損失等に備えるため、関係会社に対する投資を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の主要なサービスにおける履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

①広告配信

広告配信では、当社が運営するプラットフォームやアプリサービス上でクライアントの広告を掲載、配信しております。これらは、広告の掲載期間、プロモーションの実施期間にわたりクライアントへ履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益の認識しております。また、これらのサービスに関連してレポートなどの成果物を伴う場合には、当該成果物を納品した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

②制作請負契約

制作請負契約では、システムの開発、WEBサイトなどのコンテンツの制作などを請け負い、成果物をクライアントへ納品しております。制作請負契約については、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、制作期間がごく短い場合を除き、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づい

て、当該期間にわたって収益を認識する方法によっております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。制作期間がごく短い契約については、顧客により検収された時点で収益を認識しております。

③運営サービス

当社が運営する薬局支援などのWEBサービスについては、そのサービスの利用期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	5,969,915千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式のうちMIフォース株式会社の株式については、のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値を反映した価額で取得しております。のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値等が見込めなくなり、実質価額が大幅に低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となります。

当事業年度においては、MIフォース株式会社の株式の評価にあたり、超過収益力等を反映した実質価額と取得価額の比較による評価を行った結果、実質価額の著しい低下はないものと判断しております。

将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	177,871千円（区分表示したものを除く）
関係会社に対する債権債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	79,093千円
短期金銭債務	8,375千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	862,129千円
営業取引以外による取引高	23,025千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	265,498株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	7,013千円
ポイント引当金	57,389千円
賞与引当金	23,002千円
減価償却超過額	6,904千円
関係会社株式評価損	109,793千円
投資有価証券評価損	36,023千円
貸倒引当金	13,779千円
資産除去債務	18,842千円
その他	17,470千円
繰延税金資産小計	290,218千円
評価性引当額	△159,595千円
繰延税金資産合計	130,623千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	13,407千円
繰延税金負債合計	13,407千円
繰延税金資産（負債）の純額	117,216千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社 コルポ	所有 直接 100.0	役員の兼任	貸付金の回収	—	関係会社 長期貸付金	120,000
				受取利息（注）	395	未収入金	—
子会社	MIフォース 株式会社	所有 直接 100.0	役員の兼任	貸付金の実行	250,000	関係会社 長期貸付金	200,000
				貸付金の回収	50,000		
				受取利息（注）	754	未収入金	—

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	石見陽	被所有 直接 24.52 間接 5.77	当社代表取締役	ストックオプションの権利行使	23,712	—	—

（注） 2016年2月29日の取締役会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報について、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	330円22銭
1 株当たり当期純利益	9円98銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年11月16日

メドピア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 裕 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メドピア株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第19期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月16日

メドピア株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 末 吉 俊 一 印

社外監査役 葉 山 孝 印

社外監査役 佐 藤 弘 康 印

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年11月16日

メドピア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 裕 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メドピア株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載

内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関

する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月16日

メドピア株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 末 吉 俊 一 印

社外監査役 葉 山 孝 印

社外監査役 佐 藤 弘 康 印

以 上